

後発医薬品（ジェネリック医薬品）に関するアンケート調査実施要領

1 目的

国においては、患者負担の軽減や医療保険財政の改善の観点から、都道府県や医療保険者に対し、後発医薬品の使用促進に向けた積極的な取組を求めている。

一方、医薬品は、医師が患者の治療上最適なものを処方しているが、後発医薬品は、医療関係者等から品質、供給体制、情報提供体制等に関する問題点が指摘されるなど、信頼は必ずしも高いとはいえない状況にある。

このため、本県においても、県民の後発医薬品に対する理解を深め、後発医薬品の安心使用の促進等を図るため、医療関係者並びに学識経験者・消費者等を構成員とする「岡山県後発医薬品の安心使用のための協議会」を設置している。

本調査は、当協議会における検討資料とするため、病院・診療所、保険薬局及び県民に対して、後発医薬品に関するアンケートを実施するものである。

2 調査対象

- (1) 病院・診療所 1,930施設
(全病院 180、全診療所 1,650、歯科診療所 100 (全歯科診療所の概ね1割))
- (2) 保険薬局 730施設
- (3) 県民 2,000名

3 調査対象の選定

- (1) 病院・診療所（歯科診療所除く）及び保険薬局については、「岡山県医療機能情報システム」に掲載されている施設を対象とする。歯科診療所については「岡山県医療機能情報システム」に掲載されている施設の中から、対象施設数を無作為に抽出する。
- (2) 県民については、協議会委員の所属する団体構成員等及び調査対象保険薬局に来局した患者の中から、対象者人数を無作為に抽出する。
- (3) 調査対象の抽出については、地域、年齢が偏らないよう留意する。

4 調査内容等

- (1) 調査票
別紙のとおり（病院・診療所用、保険薬局用、県民用の3種）
- (2) 調査方法
調査対象に対し、郵送等により調査票を配布し、返信用封筒により回収する。
- (3) 調査期間
平成21年12月 1日（火）～12月15日（火）
- (4) 回収期限
平成21年12月31日（木）

5 調査の実施主体（問い合わせ先）

岡山県後発医薬品の安心使用のための協議会事務局
(岡山県保健福祉部医薬安全課 薬事衛生班)

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

TEL 086-226-7340 FAX 086-224-2133